

議案第 8 7 号

岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岩倉市特別職の職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、同項に規定する者が受けるべき」を「受けるべき」に、「及び」を「及びその」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩倉市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。